

雇用関係の確認書類（八女市）

技術者等（監理技術者、主任技術者、現場代理人）については、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要とされており、3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要となります。雇用関係を確認するため、以下のいずれかの書類を「着手届」に添付し提出してください。

なお、必要項目（本人氏名、生年月日、事業所の所在や名称、資格取得年月日、書類の発行年月日等）以外の項目は復元できない程度にマスキングを施した上で提出してください。

1. 健康保険証の写し
令和6年12月2日以降は新規発行を廃止
退職等で資格喪失にならない限り令和7年12月1日まで使用できる。
2. 住民税特別徴収額（変更）通知書の写し
3. 雇用保険証の写し
4. 源泉徴収簿の写し、又は源泉徴収票の写し
5. 監理技術者資格証（表・裏）の写し